

平成20年6月30日

会員各位

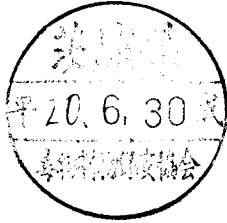
茨城県毒物劇物保安協会

会長 佐々木 保

(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

このことについて、平成20年6月27日付け薬第214号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

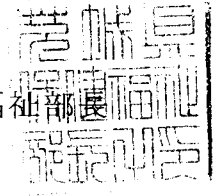


茨城県毒物劇物保安協会長 殿

薬 第 2 1 4 号

平成20年6月27日

茨城県保健福祉部長



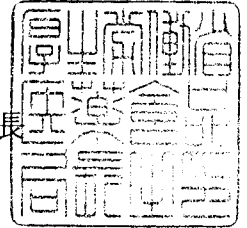
毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

このことについて、平成20年6月20日付け薬食発第0620001号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知のうえ、貴会関係会員によくお知らせ下さい。

薬食発第0620001号  
平成20年6月20日

各〔都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長〕殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成20年政令第199号）（平成20年6月20日付官報第4854号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第117号）（平成20年6月20日付官報第4854号）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
  - (1) 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
  - (2) 一・三ジクロロプロパンーニール及びこれを含有する製剤
  - (3) ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
  - (1) 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
  - (2) 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
  - (3) ニー（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート及びこれを含有する製剤
  - (4) ーブromoー三クロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
  - (1) ー（六クロロー三ピリジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニールイリデンアミン（別名イミダクロプリド）二%（マイクロカプセル製剤にあつては一二%）以下を含有するもの



- (2) [ニ-アセトキシ-四- (ジエチルアミノ) ベンジリデン] マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) P-トルエンスルホン酸=四- [ [三- [シアノ (ニ-メチルフエニル) メチリデン] チオフェン-二 (三H) -イリデン] アミノオキシスルホニル] フェニル及びこれを含有する製剤
- (4) (E) -ニ- (四-ターシャリーブチルフエニル) -ニ-シアノ- (一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル) ビニル=二・ニ-ジメチルプロピオナート (別名シエノピラフエン) 及びこれを含有する製剤

#### 4 施行期日

平成20年7月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

#### 5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成20年7月1日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成20年9月30日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成20年9月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

### 第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

#### 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したこと。

- (1) - (六-クロロ-三-ピリジルメチル) -N-ニトロイミダゾリジン-ニ-イリデンアミン (別名イミダクロプリド) 二% (マイクロカプセル製剤にあつては一二%) 以下を含有するもの
- (2) (E) -ニ- (四-ターシャリーブチルフエニル) -ニ-シアノ- (一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル) ビニル=二・ニ-ジメチルプロピオナート (別名シエノピラフエン) 及びこれを含有する製剤

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

### 第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。